# 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の 一部を改正する法律の概要

## 【背景】

少子高齢化の進展(労働力人口の 減少)の中での高齢労働力の活用 <経済社会の活力の維持> 年金支給開始年齢の引上げの中での、生計維持のための収入確保、 社会保障制度の支え手の確保

高齢者が社会の支え手として活躍できるよう 65歳まで働ける労働市場の整備が必要

## 【改正の内容】

## 65歳までの雇用の確保

65歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入等を求める。

ただし、労使協定により継続雇用制度の対象となる労働者に係る基準を定めたときは、希望者全員を対象としない制度も可能とする。

なお、施行より政令で定める日までの間(当面大企業は平成21年3月31日まで、中小企業(常時雇用する労働者数が300人以下の企業)は平成23年3月31日まで)は、労使協定ではなく就業規則等に当該基準を定めることを可能とする。

る。 定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の年齢は年金支給開始年齢の引上げ に合わせ、2013年度(平成25年度)までに段階的に引き上げる。

# 中高年齢者の再就職の促進

労働者の募集・採用にあたって、事業主が上限年齢を設定する場合に、書面 等により、その理由の明示を求める。

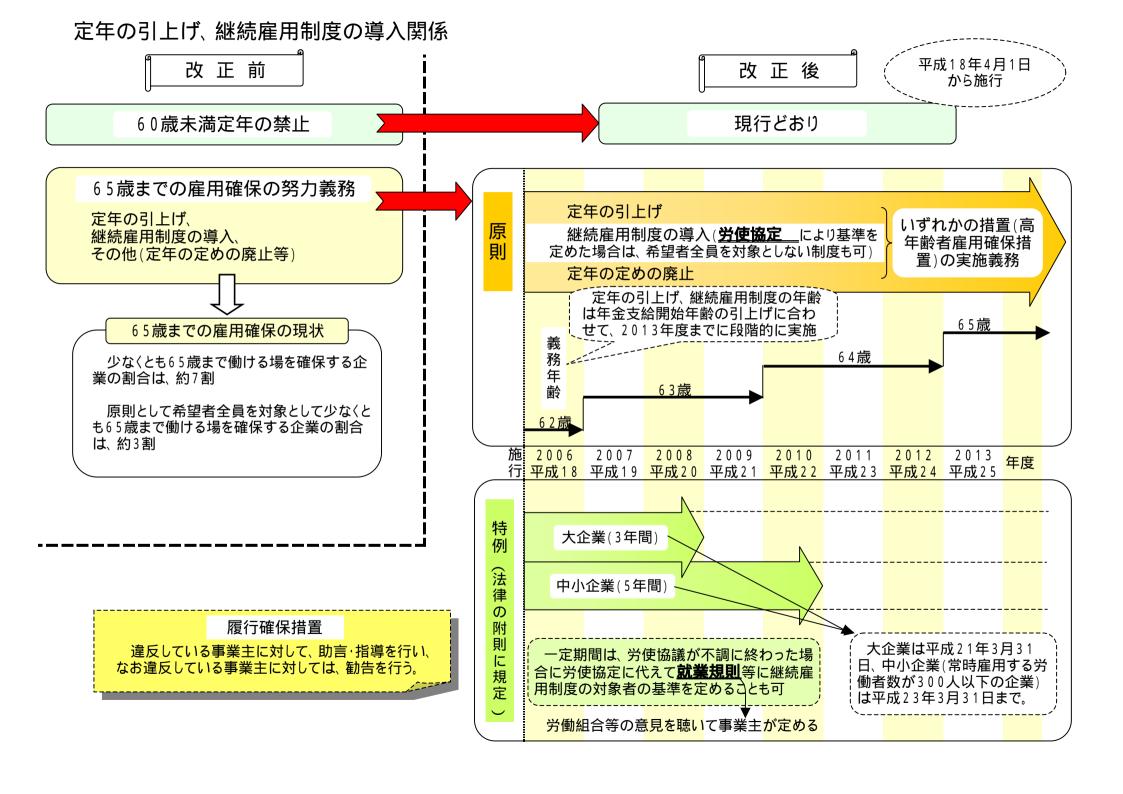
事業主都合で離職を余儀なくされる高年齢者等に対して、事業主がその職務 経歴や能力等を記載した書面を交付することを求める。

# 多様な就業機会の確保

シルバー人材センターが臨時的かつ短期的な又は軽易な業務に係る労働者派遣事業を行う場合について、特例(許可を届出とする)を設ける。

### 【施行期日】

及び については、平成16年12月1日 については、平成18年4月1日



平成16年12月1日 から施行

# 募集・採用時の年齢制限是正関係

改正前

改正後

## 年齢制限是正の努力義務

大臣の定める指針(年齢指針)において、 年齢制限が認められる場合(10項目)を列挙。

現 状

45歳以上65歳未満の失業者の約半数が、 仕事に就けない理由として「求人の年齢と自分 の年齢が合わない」と回答。

高齢法

雇

用

対策法

規定なし

### 年齢指針

体力、視力等加齢に伴い機能が低下するものが採用後の 勤務期間を通じ一定水準以上であることが不可欠な業務の 場合

技能・ノウハウ等の継承の観点から、労働者の年齢構成を 維持・回復させる場合

定年年齢との関係から雇用期間が短期に限定される場合 などの10項目

## 現行どおり

努力義務のままとし、禁止はしない

## 募集及び採用時についての 理由の提示義務付け

労働者の募集及び採用について、<u>やむを得ない理由</u>により上限年齢(65歳未満のものに限る。)を定める場合には、求職者に対して、募集及び採用の際に使用する書面又は電磁的記録(求人者が職業紹介事業者等を利用する場合に提出する求人申込書等を含みます。)により、その理由を提示しなければならない。

年齢指針の年齢制限が認められる場合(10項目)

#### 履行確保措置

理由の提示の有無または理由の内容に関して必要があると認めるときは、事業主に対して、報告徴収、助言、指導、勧告を行う。

# 求職活動支援書の作成関係

改正前

## 再就職援助計画書

#### 対象者

- ・定年、解雇、継続雇用制度の定めによる離職予定者
- 45歳以上65歳未満の者

### 交付の手続

公共職業安定所長が必要があると認めるときには、事業 主に作成を要請、要請を受けた事業主は再就職援助計画 書を作成し、離職予定者に交付。

#### 記載事項

事業主が講じようとする再就職援助措置の内容

#### 具体例

求職活動のための休暇の付与 在職中の求職活動に対する経済的支援の実施 求人の開拓、求人情報の収集・提供、関連企業等への 再就職のあっせん

再就職に資する教育訓練、カウンセリング等の実施、 受講等のあっせん

民間の再就職支援会社への委託

など

# 改正後

平成16年12月1日 から施行

再就職援助 計画書は廃止

## 求職活動支援書

#### 対象者

・ 45歳以上65歳未満の解雇等による離職予定者

#### 交付の手続

<u>離職予定者が希望するとき</u>に、事業主は求職活動支援書 を作成し、当該離職予定者に交付義務。

## 記載事項

- ・離職予定者の職務の経歴、資格・免許、職業能力等
- ・ 事業主が講じようとする再就職援助措置の内容

#### 具体例

その会社における職歴、担当した業務内容及び実績、有している免許・資格、講座等の修了履歴、特筆すべき職業能力など

## 履行確保措置

違反している事業主に対して、助言・指導を行い、なお違反している事業主に対しては、勧告を行う。